

働く人のための労働法（16） 雇用保険について理解しましょう

今回は、雇用保険について、わかりやすく説明していきます。

Q1 雇用保険とは？

A 政府が管掌する強制保険であり下記の事項を行っています。

① 以下の場合に、労働者（皆さん）の生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給します。

① 失業してその所得の源泉を喪失した場合。

② 雇用の継続が困難となる事由が生じた場合。

③ 職業に関する教育訓練を受けた場合。

② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

Q2 雇用保険の適用を受ける事業とは？

A 労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず全て適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受け、また、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。（事業主は、雇用保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負うこととなります。）



Q3 パートタイム労働者は雇用保険の被保険者になれますか？

A パートタイム労働者については、次の適用基準のいずれにも該当するときに被保険者になれます。

① 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

Q4 高年齢雇用継続給付とは？

A 60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される給付です。基本手当等を受給していない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当等を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があり、以下の要件を全て満たすことが必要です。

① 60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者であること。
② 被保険者であった期間が5年以上であること。
③ 60歳時点と比較して、60歳以降の賃金が75%未満となっていること。
④ 高年齢再就職給付金については、再就職の前日における基本手当の支給残日数が100日以上であること。

また、給付金の額は、60歳以降の各月に支払われた賃金の原則15%です。（賃金の低下率によって15%を上限として支給率も変動します。）

Q5 高年齢求職者給付とは？

A 同一の事業主の適用事業に被保険者として65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日においても雇用される被保険者（高年齢継続被保険者といいます。）が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当に代えて高年齢求職者給付金として一時金が支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

Q6 高年齢者を対象とした雇用保険法の改正とは？

A 生涯現役社会実現の観点から、現行では雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者についても、来年、平成29年1月以降は雇用保険の適用対象となります。（平成28年3月成立）

今回は、労働者派遣について取り上げます。



（東京都 世田谷会員）